

カードリーダーが設置されている医療機関・薬局では

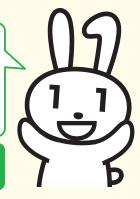
# マイナンバーカードを 保険証として利用できます

医療機関や薬局でマイナンバーカードを保険 証として使えるようになっています。マイナン バーをキーにして医療保険の資格確認が 行われますので、勤務先に届け出たマイナン バーに変更や誤りがある場合は当健保組合 に申し出てください。

\*現在お持ちの保険証も引き続き利用できますが、2024年秋 頃を目途に保険証が廃止される方針です。

マイナンバーカードは お持ちですか? 保険証として使える 医療機関が増えていますよ!

届け出済みのマイナンバーを 再度ご確認ください



#### 保険証として利用するには

### 「マイナポータル」での事前登録が必要です。

#### 「マイナポータル」とは?

政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンス トップでできたり、ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができたり します。行政機関等が持っているあなたの特定個人情報や、行政機関からのお知らせも 確認できます。

マイナ ポータルは こちらから



## マイナンバーカードを 保険証として利用すると



# リットがあります!



就職・転職・引越しをしても、 保険証として ずっと使える!



初めての医療機関でも同意をすれば 今まで使用した薬の情報を 医師等と共有できる!



特定健診や薬剤、医療費の 情報が見られる!



確定申告の医療費控除が 簡単にできる!



すべてが 1枚にまとまって 便利♪

限度額適用認定証の書類を 持参しなくても

限度額以上の支払いが 免除される!



マイナンバーカードの詳細は、「マイナンバーカード総合サイト」 https://www.kojinbango-card.go.jp をご覧ください

